

重要事項説明書 別紙 1

緊急時における休業・療養期間中の特別連携について

現在コロナウイルス感染症拡大が深刻な社会問題となっており、私たち介護支援専門員も突然の療養、急遽居宅介護支援事業所の一次的な閉鎖を余儀なくされる事態も想定される状況にあります。このような事態が生じた際にも皆様の安心と暮らしの安全を守り現在ご利用の介護保険サービスを滞りなくご提供させて頂くために、下記の通り「緊急時における休業・療養期間中の特別連携と事前手続きについて」ご提案をさせていただきます。

1. 次のような事態において、他事業所との緊急時における特別連携が適用されます

(1) 想定される緊急時における休業・療養状況について

- ・ 新型コロナウイルス感染症等への罹患、事故、疾病等による中長期間の療養時
- ・ 風水害、震災等の発災時
- ・ その他（杉並区が休業を認める事態となった場合）

2. 緊急時における休業・療養期間中の特別連携申請時の流れ

- 1) 契約時または事前に緊急時における休業・療養期間中の特別連携時の申請及び個人情報の取り扱いについての説明と同意
- 2) 緊急事態発生時、担当居宅介護支援事業所から杉並区への連絡・申請
- 3) 休業・療養期間の決定、速やかにその期間を対応させて頂く居宅介護支援事業者を複数選定し、ご相談の上事業者の決定
- 4) ご負担をできる限り軽減し、円滑な移行とサービス継続手続き
- 5) 緊急時における休業・療養期間を担当させて頂く居宅介護支援事業所との契約
- 6) 杉並区へのサービス計画作成届の提出、及び通常の介護保険利用の諸手続き
- 7) 介護保険サービスの利用継続における各サービス提供事業者への調整等の実施
- 8) 期間終了時、介護保険課への報告、サービス計画作成届の再提出
- 9) 期間終了時の引継ぎ、休業前の居宅介護支援事業所・担当介護支援専門員への移行（*再度の契約はせず、以前の契約に戻る）

事業所名

事業者番号

住所

説明者

以上、重要事項への追加として、緊急時における休業・療養期間中の特別連携について説明を受け、個人情報の適切な取り扱いを含め、同意致します。

令和 年 月 日

利用者氏名

家族・代理人氏名